## 管 理 規 程

## 埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県流域下 水道事業財務規程の一部を改正 する規程 を次  $\mathcal{O}$ よう に 定め る

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

玉県流 域下 水道事業財務規程 (平成二十二年埼玉県流域下 水 道事業管理 規程第

十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第五条第一項中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第十二条中「課長が」を「下水道管理課長が」に改める。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、 出 納取扱金融機関に 払 V 込んで 11 な 11 現 金  $\mathcal{O}$ 合計額が 千円 に . 達 し な い

合は 当該現金のうち最初に 収納 したも  $\mathcal{O}$ を 収 い納した 日  $\mathcal{O}$ 属する月  $\mathcal{O}$ 末日 ま で

の間、払込みを延期することができる。

八十 五条第一項及 び第二項並 びに第九十 四条ただし書 中 「課長」 を 〒 水 道 管

理課長」に改める。

第九十 六条中 「所長」 を 「課長又は 所長」 に、  $\neg$ 課長」 を 亍 水道管理課 長」 に

改める。

第九十八 条第 項及 び 第三項、 第 百 条、 第 百 七 条並び に 第百十 Ŧī. 条 中 課 長」 を

「下水道管理課長」に改める。

百二十一条第二 項 中  $\neg$ 課長」 を 〒 水 道 管 理 課 長」 に、 所 長 を 課 長 又 は

所長」に改める。

第百二十二条中 投資 及び基金」 を 「投資 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 資 産 に 改 8 る

第百二十四条第 項中 「課長は」 を 「下 水道管理課長は」 に改 める。

第百四十五条第二項中 「課長」を「下 水道管理課長」 に改 め、 同条第三項 中 課

長」を「下 水道管理課長」に、「所長」を「 「課長又は 所長」 に 改  $\emptyset$ る

第百五十条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第百五十一条中第十 一号を第十五号とし、 第十号の次に 次  $\mathcal{O}$ 兀 号 を加 える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 履行の延長

十三 協議による契約の解除等

十四 契約の履行の届出

第百 六 十七 条第 項及 び 第二項、 第百 八 + -九条第 \_ 項及び第二項、 第百九十三条

第一項、 を「下水道管理課長」に改める。 第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条第一項並びに第二百二十条中「課長」 第二百七条、第二百八条、第二百九条第一項及び第二項、 第二百十四条、

両、工具、 別表第四に次の一号を加える。 別表第一資産の部 「目及び節は固定資産台帳で整理するときに使用するものとする。」以おなる。 器具、 備品、建設仮勘定及びその他有形固定資産に区分して記載する。」 (1) 固定資産の表中「廾峇、 建物、 構築物、 機械、装 貴、重

- $\neg$ 別表第五の備考に次のように加える。 あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。 局長以上が決裁するもののうち、 下水道管理課長に合議を必要と 4 B
- $\infty$ H らかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。 局長以上が決裁する 80055, 下水道管理課長に合議を必要  $\cap$  $\mathcal{N}$

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。